

別表第2(第45条関係)

入学検定料、入学料及び授業料等の額

学科等	入学 検定料	入学料	施設資金 (年額)	授業料 (年額)	教育 充実費 (年額)
健康栄養学科	円 29,000	円 200,000	円 200,000	円 580,000	円 160,000
音楽科	29,000	200,000	300,000	780,000	200,000
文化教養学科	29,000	200,000	200,000	580,000	140,000
子ども学科	29,000	200,000	200,000	580,000	160,000

(備考)

- (1) 転入学を志願する者の入学検定料及び転入学を許可された者の入学料及び授業料等の額は、別に定める。
- (2) 本学卒業生特別選抜及び社会人特別選抜で入学を許可された者の授業料の額は、第12条に規定する修業年限内に限り半額とする。
- (3) 外国人留学生(国費外国人留学生を除く。)で入学を許可された者の入学料は免除する。
- (4) 休学を許可され又は命ぜられた者については、在籍料として、各期ごとに150,000円を徴収する。
- (5) 転科を許可された学生に係る転科後の授業料及び教育充実費の額は、転科を許可された月から当該学科に係る額を徴収する。
- (6) 大学入試センター試験の成績利用による志願者に係る入学検定料は、11,000円とする。
- (7) 実験、実習費等については別に定める。